

生食発0921第1号
令和4年9月21日

各 { 都道府県知事
政令市市長 } 殿
 { 特別区区長 }

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

クリーニング所における衛生管理に関する通知の一部改正について

クリーニング所における衛生管理に関しては、「クリーニング所における消毒方法等について」(昭和39年9月12日環発第349号)及び「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和57年3月31日環指第48号)に基づき、実施していただいているところですが、過酢酸による消毒方法が有用であるとの知見に基づき、今般、これらの通知を別紙1及び別紙2のとおり改正しましたので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導にあたって遺漏のないよう御配慮をお願いします。